令和元年 11 月以降の年金現価率の改定について

一時金の額は、一時金を請求した日の翌月分から終身にわたり受給する年金の総額を一定の割引率により割り引いた額となります。 (請求した日の属する月分までは、年金で支給されます。)

具体的には「年金現価率」という換算率を用いて、次の計算式により計算されます。

一時金額 = 現在の特例老齢農林年金の年金額 × 年金現価率(一時金換算率)

(※ 年金現価率は、請求時点の年齢および男女の別により異なります。) 年金現価率の計算に必要となる割引率や物価変動率等の前提条件については、厚生 年金の財政検証で用いられる前提条件を勘案して、農林水産大臣が告示で定めること となっています。

現在、農林水産省において、この告示内容の改正に向けた準備が進められています。 (詳しい改正内容につきましては、電子政府の総合窓口 e-Gov https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public (案件番号 550002963) でご確認ください。)

上記告示の改正案では、同告示の改正を令和元年 11 月 1 日に施行する予定としておりますが、仮に同告示が施行されると施行日以降に請求される一時金額からは、新しい年金現価率が適用され、改正告示後の年金現価率は、現行の年金現価率よりも高くなります。

このため、一時金の請求にあたっては、施行目前(令和元年 10 月 31 日以前)にご請求されるよりも、施行日以後(令和元年 11 月 1 日以降)にご請求された方が 1 τ 月遅れて請求したとしても結果として増額となることにご留意ください。(請求日時点にご生存されている場合に限ります。)